

## 鹿沼市中小企業及び小規模企業の振興に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業の振興について、その基本理念及び基本方針を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、本市の区域内に事務所、事業所、工場、店舗等（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、本市の区域内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業等支援団体 商工会議所、商工会その他の中小企業者又は小規模企業者の支援を目的とする団体であって、本市の区域内において活動するものをいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫その他の金融機関及び信用保証協会であって、本市の区域内において活動するものをいう。
- (5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であって、本市の区域内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 教育機関等 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学その他の教育機関であって、本市の区域内において活動するものをいう。

### (基本理念)

第3条 中小企業及び小規模企業の振興は、次に掲げる事項を旨として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力により経営の改善が促進されることを旨とし、かつ、多様で活力のある成長及び事業の持続的な発展を図るものでなければならない。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者が供給する製品及び原材料並びに役務（以下「中小企業者の製品等」という。）の利用が地域の経済循環を創出し、中小企業者及び小規模企業者の発展に資することに鑑み、中小企業者の製品等の積極的な利用が図られること。
- (3) 中小企業者及び小規模企業者の多様な分野における特色ある事業活動が、地

域経済の活性化を促進するとともに、地域社会への貢献、就業機会の増大等地域社会の発展及び地域住民の生活の向上において重要な存在であるという認識の下に行われるものであること。

- (4) 市、中小企業者、小規模企業者等及び市民が相互に連携しながら協力すること。
- (5) 豊富な人材、多様な技術、優れた産業基盤、豊かな自然その他の地域資源（以下「地域資源」という。）の持続的な活用が図られること。
- (6) 特に小規模企業者の事業の持続的な発展について、小規模企業者の設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に用いる資源の活用が図られるとともに、小規模企業者が多様な主体と連携し、協働すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に計画し、実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の規定による中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の計画及び実施に当たっては、中小企業等支援団体及び金融機関等との連携を図り、これらの者の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

（中小企業者及び小規模企業者の努力）

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、基本理念にのっとり、法令を遵守するとともに、経済社会情勢の変化に応じた事業の発展を図るため、自主的に経営の改善に努めるものとする。

- 2 中小企業者及び小規模企業者は、地域における雇用機会の創出並びに従業員の労働環境の整備及び福祉の向上に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に寄与するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者及び小規模企業者は、地域の一員として、自ら地域の振興に貢献する活動に取り組むよう努めるものとする。
- 4 中小企業者及び小規模企業者は、市及び中小企業等支援団体を実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 5 中小企業者及び小規模企業者は、中小企業等支援団体及び金融機関等と連携し、事業活動を通じて地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

（中小企業等支援団体の役割）

第6条 中小企業等支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業及び小規模企業の

振興に主体的に取り組むとともに、市及び他の中小企業等支援団体が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 中小企業等支援団体は、中小企業及び小規模企業の振興に関する支援を適切に行うため、当該中小企業等支援団体の職員の業務遂行能力の向上に努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者の円滑な資金調達及び経営の改善に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関等は、市及び中小企業等支援団体が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動並びに地域の経済及び社会における中小企業及び小規模企業の重要性について理解を深め、中小企業及び小規模企業の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、中小企業及び小規模企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市及び中小企業等支援団体が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、基本理念にのっとり、教育又は職業訓練を通じて勤労及び職業に対する意識の啓発を行うよう努めるとともに、当該職業に関する教育又は職業訓練が実践的で充実したものとなるよう努めるものとする。

- 2 教育機関等は、中小企業及び小規模企業の振興に資する人材の育成に努めるとともに、中小企業者及び小規模企業者と連携、協働又は協力をすることにより、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び技術の向上の支援に努めるものとする。

(市民の役割)

第10条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業及び小規模企業の振興が地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出等地域住民の生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、中小企業者の製品等の利用を通じて中小企業及び小規模企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 市が計画し、実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び経営基盤の強化を促進する

こと。

(2) 中小企業者及び小規模企業者の創業及び起業並びに新分野への進出を促進すること。

(3) 中小企業者及び小規模企業者における人材の育成及び確保を図ること。

(4) 中小企業者及び小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。

(5) 中小企業者及び小規模企業者の地域資源を活用した事業展開を促進すること。

(6) 中小企業者及び小規模企業者の事業の承継を促進すること。

(7) 中小企業者及び小規模企業者が実施する産業の振興及び地域のにぎわいの創出に関する取組を支援すること。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。